

税の申告は早く 正しく

2月16日～3月15日

申告しなければならぬ人

申告を必要とする人は、今年の一月一日現在日光市内に住んでいる方で、六十二年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間に所得があった方です。

ただし、給与所得者の場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ◎給与所得者で二か所(二種類)以上の所得(恩給、年金配当、家賃、地代など)があった人
- ◎給与所得者で、雑損、医療費控除を受けようとする人
- ◎給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていない人
- ◎昨年中途で退職し現在は就職していない人

用意するもの

- ①申告書 ②印鑑 ③生命保険料や損害保険料の領収書
- ④医療費の領収書 ⑤国民健康保険や国民年金の支払証明書
- ⑥所得金額の算出に必要な書類(源泉徴収票等)

今年も市県民税や所得税の申告時期になりました。昨年一年間の収入と支出した諸経費に基づいて所得を計算し、二月十六日から三月十五日までに、市県民税は市役所税務課へ、所得税は鹿沼税務署へ申告することになっています。ただし、所得税の確定申告を提出した方は、あらかじめ市県民税の申告をする必要はありません。

なお、市県民税の申告は、別表の日程で受け付けをいたします。

納税相談をご利用ください

鹿沼税務署と税理士会鹿沼支部では、昭和六十二年分の納税相談を次のとおり開きます。

お気軽にご相談ください。

【営業関係】青色決算指導
2月16日～2月24日
白色申告者2月16日～3月15日、相談時間は午前九時～午後五時(土曜日は零時三十分)まで、会場は鹿沼税務署。芸妓・ホステス2月25日、二十六日午前十時

【資産税関係】贈与税2月16日～2月18日 譲渡所得2月19日～3月15日 山林所得3月4日 相談時間は午前九時～午後五時(土曜日は零時三十分)まで、会場は鹿沼税務署。

【無料納税相談】白色営業
3月1日、2日午前10時～午後四時まで、会場は日光地区商工会議所日光事務所 還付申告2月16日～3月15日 2日午前9時～午後四時(土曜日は正午)まで、会場は鹿沼税務署。

月日	会場	対象地区
2月17日(水)	小来川支所	宮小来川・滝ヶ原
18日(木)		南小来川・西小来川
19日(金)		東小来川・中小来川
22日(月)	清滝公民館	清滝1丁目・細尾町
23日(火)		清滝2丁目・清滝中安戸町
24日(水)		清滝3丁目
25日(木)		清滝4丁目
26日(金)	久次良町公民館	久次良町・花石町・清滝安良沢町
29日(月)	野口公民館	野口・七里・和泉
3月1日(火)	中宮祠出張所	中宮祠・湯元
2日(水)	山久保公民館	山久保
3日(木)	所野コミュニティセンター	所野
2月16日(火)～3月15日(火) ※土曜日の午後、日曜日は除きます。	日光市 研修センター (市役所東側)	全地区。ただし上記日程の対象地区の方は、当日関係資料等を各会場に持参するため、日光市研修センターでの申告はなるべくさけるようお願いいたします。

※受付時間は、午前10時～12時、午後1時～3時(研修センターは、午前9時30分～12時、午後1時～4時)です。

開かれた市政

市民提案箱

お寄せください

あなたの提案

市民の皆さんの声を行政に反映させるため、「市民提案箱」を設置しています。

皆さんが、日頃、行政に対してお考えになられていることを、お気軽にお寄せください。

提案箱は、市民課市民待合室、中央公民館ロビー、小来川支所、清滝出張所、中宮祠出張所に設置してあります。